

Ⅱ 利用上の注意

1 共通事項

分校（園）は本校（園）とは別に調査票を用いて調査しており、本校（園）には含まれていない。

2 学校調査

- (1) 学級数は5月1日現在認可を受け、又は届出をしている等、正規の手続きを完了している学校とした。
- (2) 児童・生徒在学者は5月1日現在当該学校の在学者（1年以上居所不明の者を除く。）として、指導要録が作成されている者すべてであり、外国人を含め、就学猶予等の者は除いた。
- (3) 教員の本務、兼務の区別は、原則として辞令面によった。辞令面ではっきりしない場合は給料（又はこれに相当するものを含む。）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とした。
- (4) 専修学校、各種学校の課程（学科）は、認可を受け、又は届出をしている課程（学科）とし、2以上の課程（学科）に併修している生徒はそれぞれの課程（学科）に含めた。

3 学校通信教育調査

- (1) 教職員は、通信教育を開設している学校の通信教育専任者である本務者と、校内で通信制の課程以外を本務としている者及び協力校の教員で兼務者として発令されている者とした。
- (2) 平成23年度間に単位修得した者とは、調査日現在在籍するしないにかかわらず平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に当該学校の通信制により1つ以上の科目について単位修得した者（他からの併修者でも単位を修得した者は含めるが、学校で計画した当該科目所定の単位数の一部については修得したが、当該科目所定の全部について修得しなかった者を除く。）とした。

4 学校施設調査

- (1) 2校以上で共同使用している施設は、原則として主として使用している学校の方に記入するが、はっきりしないときは、次の取扱いとした。
 - A 昼間と夜間の学校間→昼間の学校
 - B 昼間の学校間（夜間の学校間でも同様）→毎週使用する時間数の多い学校
- (2) 調査日現在使用されていない遊休施設、危険校舎等のうち、まだ用途廃止の手続きが完了していない学校建物については、調査の対象とした。

5 卒業後の状況調査

- (1) 入学志願者（中学校では、高等学校（本科）の全日制・定時制、高等専門学校、特別支援学校高等部（本科）への入学を志願した者をいい、高等学校では大学（学部）、短期大学（本科）への入学を志願した者をいう。）は、同一人が2校（学部、学科、課程）以上に志願して、そのいくつかの学校（学部、学科、課程）に合格した場合は、実際に進学した方に、また、いずれの学校（学部、学科、課程）にも不合格の場合は第一志望に集計した。
- (2) 職業及び産業分類は、日本標準職業分類、日本標準産業分類によった。

6 震災等に伴う調査事項等の扱いについて

(1) 学校数

- ア 被災により移転して開校（園）している学校については、本来の所在市町村の学校として計上した。
- イ 被災により休校（園）状態の学校については、設置（認可）上の存在の状態ですべて計上した。
- ウ 被災後、1つの学校が数ヶ所に移転して開校している場合は、設置（認可）上の学校数として計上した。

(2) 児童・生徒数

- 調査日（5月1日）現在において実際に就学している学校の児童生徒数を計上した。

7 その他

(1) 統計表の記号は次のように扱う。

- 「－」 計数がない場合
「△」 減のもの

(2) 表中の構成比は、四捨五入のため100%に